

和歌山県警察スクールサポーター証の取扱いについて（例規）

（制定：令和２年２月18日 少年第11号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

和歌山県警察スクールサポーターの適切な職務遂行を図るため、スクールサポーター証の様式及び取扱い等について、下記のとおり定め、令和２年４月１日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

記

1 様式

スクールサポーター証の様式は、別図１及び別図２のとおりとする。

2 取扱要領

スクールサポーター（少年サポーター及び学校支援サポーターをいう。以下「スクールサポーター」という。）は、勤務中、スクールサポーター証を携帯するとともに、スクールサポーター証の提示を求められたときは、これを提示するものとする。

3 貸与等の事務

- (1) 生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）は、スクールサポーターにスクールサポーター証を貸与するものとする。
- (2) 少年課長は、スクールサポーター証の遺失、盗難その他の事故による亡失又は損傷等（以下「遺失等」という。）があったときは、速やかに再貸与するものとする。

4 保管責任等

- (1) スクールサポーター証の管理責任者は、少年課長とする。
- (2) スクールサポーター証は、各スクールサポーターにおいて適切に保管、管理するものとし、遺失等の防止に努めなければならない。
- (3) スクールサポーターは、スクールサポーター証を遺失等したときは、その状況を遅滞なく少年課長に報告しなければならない。
- (4) スクールサポーター証は、理由のいかんを問わず、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- (5) スクールサポーターは、その職を辞したとき、又は再貸与を受けた後遺失等したスクールサポーター証を発見したときは、遅滞なく当該スクールサポーター証を少年課長に返納しなければならない。

（別図省略）